

第8期第20回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月25日(水) 午後2時00分から午後2時25分
2. 開催場所 穂別町民センター 第1会議室
3. 出席委員 ○(22名)
4. 欠席委員 △(4名)

1番	稲田 春一	○	10番	石崎 憲一	○	19番	清瀬 利一	○
2番	清水 修一	○	11番	小岸 元気	○	20番	森山 幸治	○
3番	小林 朋導	○	12番	辻 勉	○	21番	中澤 浩	△
4番	土屋 祐規	○	13番	中田 賢大	○	22番	藤岡 健人	○
5番	渋谷 裕二	○	14番	鈴木 秀子	△	23番	貞廣 賢治	△
6番	柴田 健志	○	15番	田代 英孝	○	24番	伊藤 正人	○
7番	内海 久俊	○	16番	林 利輝	○	25番	藤江 政利	△
8番	欠員		17番	清野 薫	○	26番	平島 道弘	○
9番	松並 恵一	○	18番	毛利 武	○	27番	佐々木保成	○

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件
- 第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件
- 第5 報告第3号 農地売買等事業に係る農地移動適正化あっせんの結果に関する件
- 第6 報告第4号 農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件
- 第7 報告第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可に関する件
- 第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 第9 議案第2号 農地法第4条の許可を不要とする特例申出に関する件
- 第10 議案第3号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請に関する件
- 第11 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 藤田 浩樹、主任 佐々木 理人
 穂別支局－支局長 藤野 真稔、主査 長谷山 美香

7. 会議の概要

事務局 総会の開催にあたり、佐々木会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

会長 【会長挨拶】

議長 それでは、総会に入ります。本日の出席委員は24名です。

欠席は14番・鈴木委員、21番・中澤委員、23番・貞廣委員、25番・藤江委員の4名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第8期第20回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、16番・林利輝委員、18番・毛利武委員の両名を指名したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、両名に決定をいたしました。

日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告5件、議案4件の合わせて9件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。

次に、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。

それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。

議案書は2ページからです。

2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載しております。全部で3件7筆、面積は7筆合計25,283㎡で、1番から2番は農地売買等事業により所有者が北海道農業公社となるため解約するものです。3番は、借主の意向により解約に至ったものです。以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑はありませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。
2月につきましては、議案書に記載のとおり、10日に川西川東合同地区委員会を開催しております。

川西川東合同地区委員会では、農用地利用集積等促進計画（案）の利用権設定について両地区1件ずつ審議した結果、適当と判断しております。以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから説明に対する質疑を行います。
報告第2号について、質疑はありませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。
次に、日程第5 報告第3号「農地売買等事業に係る農地移動適正化あっせんの結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第3号 農地売買等事業に係る農地移動適正化あっせんの結果に関する件について、ご報告申し上げます。
議案書5ページをお開き願います。
先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果について記載しております。

【議案書朗読】
以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。

議長 ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。

18番 1番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。

1番 2番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。

議長 ありがとうございます。これから、説明に対する質疑を行います。報告第3号について、質疑はございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしと認め、報告第3号は原案どおり承認することに決定いたします。
次に、日程第6 報告第4号「農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第4号、農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件について、ご報告申し上げます。議案書は6ページです。

【議案書朗読】

事務局 なお、買入協議結果については、議案書7ページから10ページに添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから説明に対する質疑を行います。報告第4号について、質疑はありませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしと認め、報告第4号は原案どおり承認することに決定いたします。次に、日程第7 報告第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可に関する件について、ご報告申し上げます。

議案書は11ページになります。

先月の農業委員会総会で承認いただきました農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、議案書11ページに記載のとおりむかわ町の公告がされましたことを報告いたします。

なお、議案書12ページから18ページに北海道農業公社からの認可申請及び計画一覧を添付しておりますのでご確認願います。以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第5号について、質疑はございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしと認め、報告第5号は原案どおり承認することに決定いたします。次に、日程第8 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。なお、本案件中、 が譲受人および被設定人となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書20ページをお開き願います。

【議案書朗読】

事務局 1番から3番につきましては、相手方の要望により売買および賃貸借するものです。

以上、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議案書21ページから26ページに図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

3番 1番2番について現地を確認してきましたので報告します。

事務局の説明があったとおり1番は■■■■が■■■■に農地を売買する案件ですが、取得後は南瓜を作付けする計画となっています。

2番は■■■■が■■■■に農地を賃貸する案件ですが、取得後は南瓜を作付けする計画となっています。

1番2番については、これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

22番 3番について現地を確認してきましたので報告します。

事務局の説明があったとおり3番は■■■■が■■■■に農地を賃貸借する案件ですが、取得後は南瓜等を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしと認め、議案第1号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。

次に、日程第9 議案第2号「農地法第4条の許可を不要とする特例申出に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、■■■■が申出者となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の許可を不要とする特例申し出に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書は28ページです。

申し出者は、[REDACTED]より農業用倉庫を建築する計画でございます。

【議案書朗読】

確認、検討事項が4項目ありますが、1番目は認定農業者であるため要件を満たしております。2番目については、農業用倉庫の新設なので要件を満たしております。3番目については、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれがないと考えます。4番目については、農業用施設を建築する計画で、鶴川土地改良区から当該地については差し支えない旨の意見書をいただいております。

手続きは、総会に諮って可決された場合、29ページの検討結果通知(案)を申出者に通知して、申出者は、本書を受理後に着工が可能となります。改めて、特例のメリットとしては、農業用施設の面積要件がないことと、北海道農業会議への意見聴取が省略でき、農用区域内で事前に町のお墨付きが受けることができれば、総会に諮ることができます。事務手続きについても通常の農地法4条の手続きよりも提出書類が少なく、30ページから35ページまでの資料に個人情報で添付できませんが、認定農業者の認定書の写しのみで時間が短縮されるため通常より早めに工事に着手することができます。以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしと認め、議案第2号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。

次に、日程第10 議案第3号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。なお、[REDACTED]が譲受人となっており、議事参加できませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りします。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局の説明を求めま

議長 す。

事務局 議案第3号、農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書は37ページです。

即売りタイプの所有権移転からご説明いたします。

【議案書朗読】

所有権の移転の時期は告示日からとなります。

図面につきましては議案書38ページ、39ページに添付しておりますのでご確認願います。なお、この計画要請の内容は、40ページに添付しております機構法第18条の条項に規定する受け手の各要件を満たしていると考えます。

続いて議案書41ページをお開きください。

貸付タイプの所有権移転についてご説明いたします。

【議案書朗読】

所有権の移転時期は、いずれも告示日からとなります。

図面につきましては、議案書42ページから45ページに添付しておりますのでご確認願います。以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。

次に、日程第11 議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書は47ページをお開き願います。

【議案書朗読】

なお、この計画要請の内容は、48ページに添付のあります機構法第18条の条項に規定する受け手の各要件を満たしていると考えます。

図面につきましては、49ページから50ページに添付しておりますのでご確認願います。以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号は原案どおり決定いたします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。